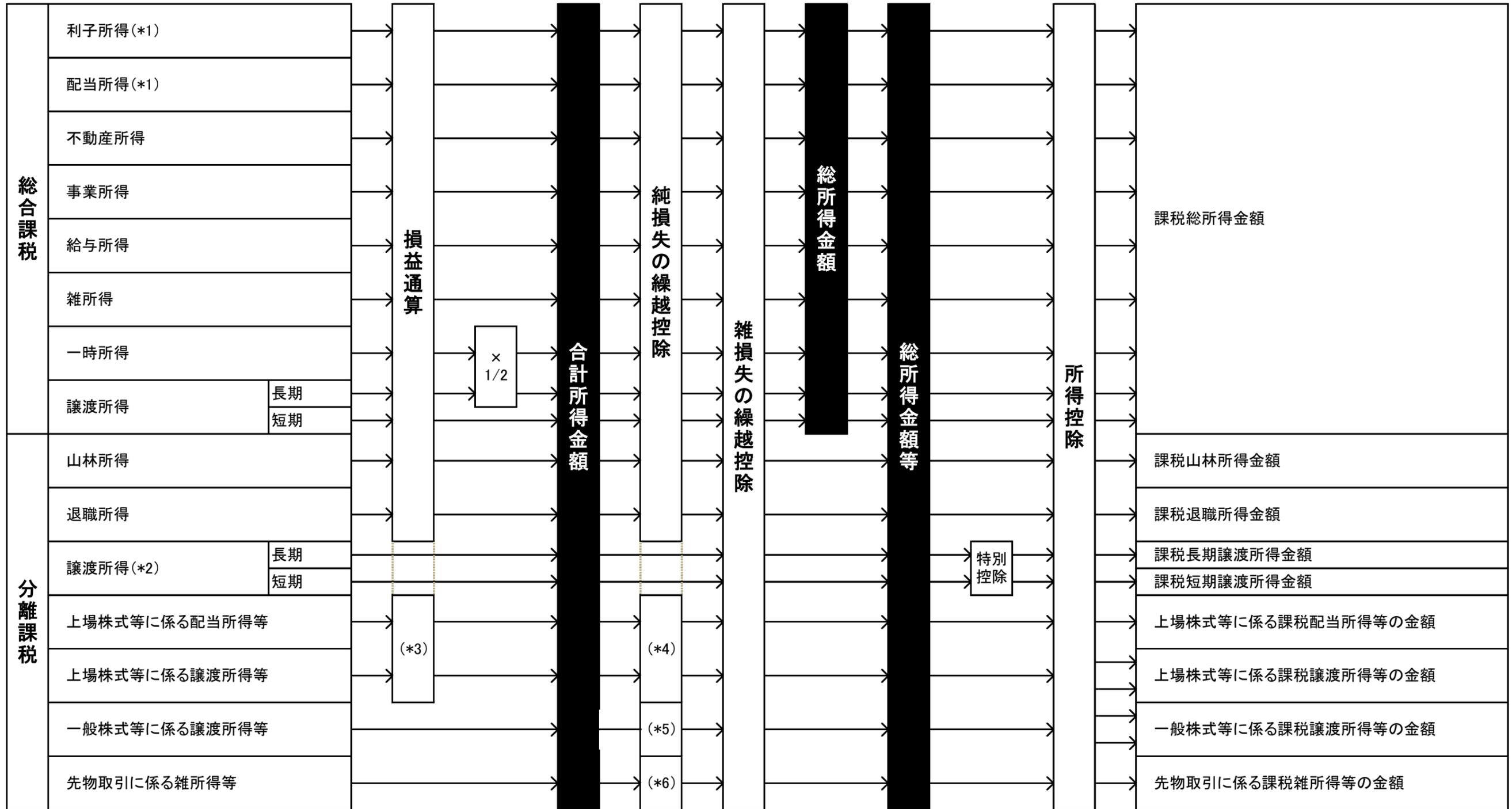


合計所得金額、総所得金額、総所得金額等について



- *1 一律分離課税の適用を受けているものを除く。
- *2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができる。
- *3 上場株式等に係る譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得等と損益通算ができる。
- *4 *3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができる。
- *5 一般株式等に係る譲渡所得等に損失がある場合は、繰越控除ができる。
- *6 先物取引に係る雑所得等に損失がある場合は、繰越控除ができる。